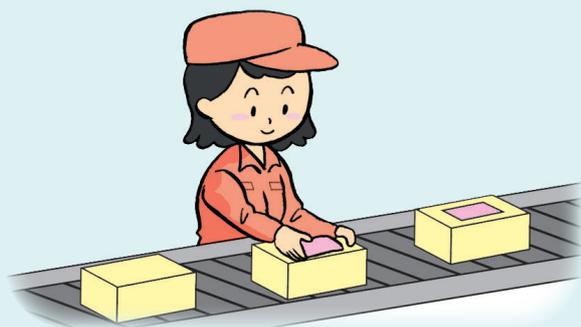


就労訓練事業を 考えてみませんか？



ひきこもっていた期間が長かった、心身に課題があるなどですぐには一般就労することが難しくても、短い時間であったり、支援や配慮があったりすれば働くことができる人は大勢います。

「就労訓練事業」は、事業者が自治体から認定を受けて、さまざまな理由で働けない人たちに就労の機会を提供する事業です。事業者の皆さまにとっても、貴重な人材に出会う機会となる可能性を持っています。

誰もが支え合う社会を目指して、支援付きの働く場を提供するこの事業の実施について考えてみませんか。

広島市

広島市における生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆ 自立相談支援事業

くらしサポートセンター

○訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

○生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

○一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

○地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う



本人の状況に応じた支援（※）

再就職のために居住の確保が必要な方、家計全体の改善のために転居が必要な方

居住確保支援

◆ 住居確保給付金の支給

（家賃相当額、転居費用相当額）

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、現在より家賃の低い物件に転居する場合など、家計全体の改善につながる転居に対し、転居費用相当額を支給します。



就労に向けた準備が必要な方

就労支援

◆ 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、まずは日常生活と社会生活の自立を目指して、一定期間プログラムに沿った支援を行います。



柔軟な働き方を必要とする方

◆ 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

働くことに不安を抱え、すぐには一般就労が困難な方に、市が認定した事業所で就業時間や仕事内容を調整するなど、その方に合った就労の機会を提供しながら、一般就労に向けた訓練を行います。

就労に向けた準備が一定程度整っている方

◇ ハローワークと連携した就労支援

就労に向けた準備が一定程度整っているものの、就職活動をしてなかなか採用に至らない方に対し、各区役所内に設けたハローワークの担当者が相談に応じ、履歴書の作成指導など一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

緊急に衣食住の確保が必要な方

緊急的な支援

◆ 居住支援事業

住居をもたない方やネットカフェ等の不安定な居住形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供することにより、安定した生活を営めるように支援を行います。

家計から生活再建を考える方

家計再建支援

◆ 家計改善支援事業

家計状況を「見える化」して根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や法テラス等関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付制度の紹介等を行い、早期の生活再生を支援します。



貧困の連鎖の防止

子ども支援

◆ こどもの学習支援事業

原則小学校4年生から高校生までの児童・生徒を対象として、社会人や大学生によるマンツーマンまたは小人数制による学習支援を行い、基礎学力の定着等を図ります。



その他の支援

◇ 関係機関・他制度による支援

◇ 民生委員・ボランティアなどによる支援

自立に向けて包括的な人的支援を行います。

※生活困窮者自立支援法に規定する支援（◆）のほかにもさまざまな支援（◇）があります。

自立相談支援機関のご案内

(くらしサポートセンター)

広島市は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、「くらしサポートセンター」を各区 8 か所に設置しています。

この「くらしサポートセンター」が就労訓練事業を調整・支援させていただく窓口となります。

名称	所在地	電話番号
中区 くらしサポートセンター	中区大手町四丁目 1-1 大手町平和ビル 5 階 (中区社会福祉協議会(中区事務所)内)	082-545-8388
東区 くらしサポートセンター	東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター 4 階 (東区社会福祉協議会(東区事務所)内)	082-568-6887
南区 くらしサポートセンター	南区皆実町一丁目 4-46 南区役所別館 3 階 (南区社会福祉協議会(南区事務所)内)	082-250-5677
西区 くらしサポートセンター	西区福島町二丁目 24-1 西区地域福祉センター 4 階 (西区社会福祉協議会(西区事務所)内)	082-235-3566
安佐南区 くらしサポートセンター	安佐南区中須一丁目 38-13 安佐南区総合福祉センター 5 階 (安佐南区社会福祉協議会(安佐南区事務所)内)	082-831-1209
安佐北区 くらしサポートセンター	安佐北区可部三丁目 19-22 安佐北区総合福祉センター 4 階 (安佐北区社会福祉協議会(安佐北区事務所)内)	082-815-1124
安芸区 くらしサポートセンター	安芸区船越南三丁目 2-16 安芸区総合福祉センター 3 階 (安芸区社会福祉協議会(安芸区事務所)内)	082-821-5662
佐伯区 くらしサポートセンター	佐伯区海老園一丁目 4-5 佐伯区役所別館 5 階 (佐伯区社会福祉協議会(佐伯区事務所)内)	082-943-8797

【開所日時】

平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分 (土・日・祝日、8/6、12/29～1/3 は除く)

「くらしサポートセンター」では、専任の相談支援員と就労支援員が、相談者と一緒に考え、生活の安定と自立に向けたサポートを行っています。

就労訓練事業の利用者について、気にかかることがあった際には、担当のセンターにご相談ください。

就労訓練事業とは？

- 自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。
- 利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）又は雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。
- どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等で、一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

対象者はどのような人？

- すぐには一般企業等で働くことが難しい人です。長期離職者、ニート・ひきこもりの人、心身に課題がある人、精神疾患を抱える人など、さまざまな状況の人がいます。

具体的な支援内容は？

- 就労支援担当者^{*1}を配置し、自立相談支援機関の支援員とともに、利用者について、就労支援プログラム^{*2}を作成します。就労支援プログラムは、利用者の状態に応じて訓練期間を設定し、定期的に状況を確認、評価するとともに、プログラムの見直し・更新を行います。
 - ※ 1 就労支援担当者に特段の資格は必要ありませんが、人事・労務管理、キャリアコンサルティングについて一定の知識を持っている人が適しています。
 - ※ 2 就労支援プログラムは、次のような内容を記載します。

就労訓練事業における就労を通じた短期的目標、就労支援の方針、本人が当面希望する就労内容、本人が長期的に目標とする就労内容、期間中に行う就労内容（作業内容、働き方など）、就職のために必要なスキルの習得のための支援（職場でのマナーやコミュニケーション能力向上など）
- 就労支援担当者は、随時利用者の就労状況を把握し、相談・指導・助言を行います。また、自立相談支援機関など関係者と連絡をとりながら、利用者が自立的に就労できるようサポートします。
- また、例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化でときどき休んでしまう人に対しては、就労日数や一日の就労時間を少なくしたり、まわりの従業員の理解を求めつつその人が休んだときの仕事をカバーしたりするなどの配慮をします。あるいは、集中力を要する複雑な仕事がまだできない人の場合は、他の従業員が行っている業務のうち、その人に合った業務をいくつか切り出して、一人分の仕事にします。

就労条件は？

就労条件は、雇用型と非雇用型の場合で異なります。^{*3}

※ 3 雇用型として開始するか、非雇用型として開始するかについては、受入事業所や本人の意向を踏まえた上で、自立相談支援機関のアセスメントに基づき判断され、最終的には行政が決定します。

■雇用型の場合

- 他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用対象となります。賃金についても最低賃金額以上の支払が必要となります。^{*4}

※ 4 最低賃金法第7条に基づき、都道府県労働局長の許可を受けたときは、最低賃金額が減額となる特例があります。

■非雇用型の場合

- 労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となります。ただし、事業所で就労しているという点から、非雇用型であっても、安全衛生面（危険な作業に就かせないなど）や災害補償面（労災保険に代わる保険への加入など）については、適切な配慮を行ってください。
- また、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、利用者の就労への意欲を高める上でも重要であるため、ご検討をお願いします。

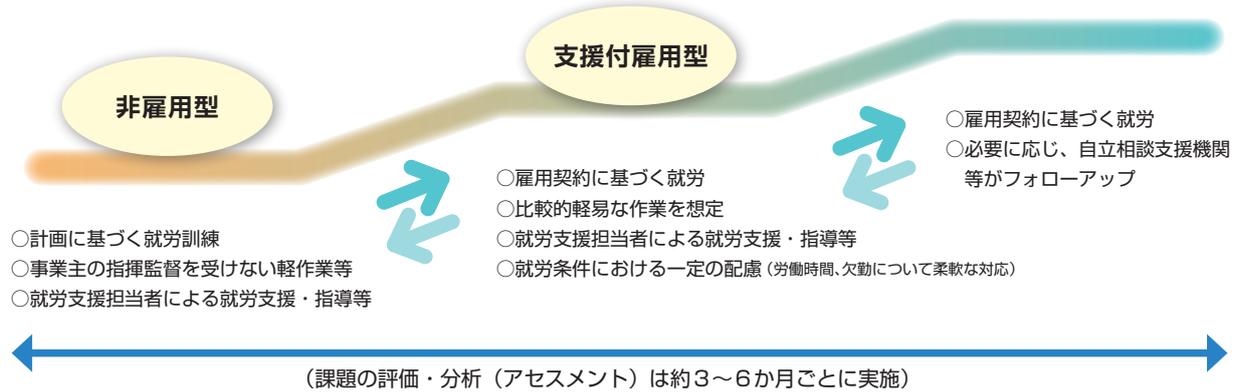
就労訓練事業の支援のイメージ

支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析（アセスメント）、
行政による支援決定

就労訓練事業

一般就労



生活困窮者のため、地域のため、自らの事業所のために、
事業の実施を考えてみませんか？

- 就労は、私たちにとって、生活の糧を得る手段であるとともに、社会参加の機会、さらには自己実現の機会でもあります。
生活困窮者の生活を安定させ、再び社会の中で居場所を見つけてもらうためにも、就労の機会の確保は非常に重要です。
- 労働力人口が減少する中で、地域社会を維持するためには、「社会の支え手」を一人でも多く増やしていかなければなりません。
地域の潜在能力を事業所の労働力とすることは、地域社会の発展につながります。
- 生活困窮者を受け入れることで、従業員にも何らかの気付きがあり、職場は変わるはずです。それは事業所にとっても大きなメリットとなります。

就労訓練事業受入れの流れ

就労支援員からの打診

「くらしサポートセンター」の就労支援員から、就労訓練事業の利用申入れがあります。



就労支援員との打合せ

利用者と会う前に、就労支援員と打合せを行います。気になることは何でも相談してください。

体験利用〔必要に応じて実施〕

事業を正式利用する前に、数日間の体験利用の場を設定します。この体験利用を通じて、適切なマッチングにつなげます。

本人をまじえた面談

本人、就労支援員とともに、事前の打合せを行います。この場で、事業の利用期間、雇用形態について調整します。



環境設定（事業開始に向けた調整）

利用者を受け入れる環境を整えます。保険の加入が必要な場合は手続きを行います。

事業利用開始

利用者を受け入れ、仕事を提供します。



「くらしサポートセンター」の就労支援員が定期的に状況を把握し、しっかりサポートします。

事業を開始するまでの流れ

申請

審査

認定

自立相談支援機関
からのあっせん

事業
開始

- 就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、広島市長の認定を受けることが必要です（※事業所が広島市内に所在するものに限る。）。
- 認定の申請は、所定の申請書に必要書類を添付して市に提出してください。なお、詳細は市（保護自立支援課）までお問い合わせください。

申請に必要な書類

- ① 認定申請書
- ② 誓約書
- ③ 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- ④ 平面図、写真など事業が行われる施設に関する書類
- ⑤ 事業所概要、組織図など事業の運営体制に関する書類
- ⑥ 貸借対照表、収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
- ⑦ 就労訓練事業を行う者の役員名簿

※①、②は広島市のホームページからダウンロードできます。

※社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、③～⑦の添付は不要

認定基準の内容

（１）事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること。
- ② 事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ㉞ 生活困窮者自立支援法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ㉟ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - ㊱ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等とその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者 等

（２）就労等の支援に関する要件

就労支援担当者（責任者）を配置し、支援に関する計画の策定、必要な相談・指導・助言、関係者との連絡調整、その他支援に必要な措置を講じること。

（３）安全衛生に関する要件

非雇用型の利用者の安全衛生面に配慮すること。

（４）災害補償に関する要件

非雇用型の利用者の災害補償面に配慮すること。

★なお、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」は、認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものですので、併せてご参照ください。

支援の事例

Aさん (30代女性)

10年間働いておらず他者とのコミュニケーションをとるのが苦手だった。まずは仕事に慣れるところから始めたいということで就労訓練事業を利用。事業所では食器洗い、洗濯の作業に従事。3か月間の訓練により、表情が明るくなり、笑顔で返事ができるようになった。訓練終了後、同事業所で継続雇用され、電話の取り次ぎができるまで成長した。

Bさん (30代男性)

過去にひきこもり状態にあり、これまで就労経験が全くなく、働くことに不安を抱えていた。一定期間、就労準備支援事業を利用した後、就労に対する意欲向上が見られたことから就労訓練事業を利用。事業所では施設の掃除の作業に従事。4か月間の訓練により、生活リズムが整い、周りの人とコミュニケーションがとれるようになった。また、働くことに対して大きな自信を持つことができた。

よくある質問 Q & A

Q1. 就労訓練事業者に対する支援は？

A1 就労訓練事業は、民間事業者の自主事業であり、また、自発的な実施を促す観点から、自治体からの運営費の補助はありません。ただし、固定資産税や不動産取得税等の非課税措置（1/2）が適用される場合があります。

就労開始後は、事業者任せにするのではなく、自立相談支援機関がしっかりフォローしますので、ご安心ください。

※固定資産税、不動産取得税の非課税措置については、社会福祉法人や消費生活協同組合など（NPO法人、株式会社は含まれません。）が10名以上を受け入れ、第2種社会福祉事業として実施する場合に限られます。

Q2. 利用者の受入期間に制限はありますか？

A2 利用者の受入期間については制限はありません。利用者が、その意欲や能力等に応じて適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型、一般就労とステップアップしていけるよう、自立相談支援機関と連携しつつ、支援を行います。

Q3. どのような業務が適していますか？

A3 一般就労に向けた訓練として行うものであることから、比較的軽易で単純な作業が想定されますが、利用者の個々の適性を把握した上で、最もふさわしい業務の割り当てにご配慮ください。なお、最初から一人分の仕事をするのが困難な人もいますので、業務分解（既存の業務を切り出して分解すること）により、利用者の状態や就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた働き方についてご検討ください。この業務分解により、ふだんの仕事内容の見直しや効率化も期待できます。

Q4. 就労訓練後は必ず雇用しなければなりませんか？

A4 必ずしも訓練実施事業所で雇用しなければならないものではありません。訓練終了時に、利用者、受入事業所、自立相談支援機関の相談支援員の三者で話し合っ、今後の方針を決めていきます。

●就労訓練事業や生活困窮者自立支援制度についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

【ご相談・申請窓口】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所 健康福祉局保護自立支援課

TEL 082-504-2799

E-mail hogojiritsu@city.hiroshima.lg.jp